

お客さま各位



「普通預金(無利息型を含む)、貯蓄預金、総合口座共通規定」、「普通預金(無利息型を含む)規定」、「貯蓄預金規定」、「総合口座取引規定」の改定について

平素は、島田掛川信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、下記のとおり預金規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりご利用いただいているお客さまにも適用させていただきますのでご了承願います。

記

1.改定を行う規定

- (1) 普通預金(無利息型を含む)、貯蓄預金、総合口座共通規定
- (2) 普通預金(無利息型を含む)規定
- (3) 貯蓄預金規定
- (4) 総合口座取引規定

2.改定日

2023年10月16日(月)

3.改定内容

- (1) 普通預金(無利息型を含む)、貯蓄預金、総合口座共通規定

改定前	改定後
<p>1. (届出事項の変更、通帳の再発行等)～ 2. (成年後見人等の届出) (省略)</p> <p>3. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求書が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p>	<p>1. (届出事項の変更、通帳の再発行等)～ 2. (成年後見人等の届出) (省略)</p> <p>3. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類または電子装置に使用された印影(または暗証入力)を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求書が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p>

改定前	改定後
<p>なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>(新設)</p> <p>4. (盗難通帳による払戻し等) ~ 8. (利用停止等) (省略)</p> <p>9. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、<u>当店</u>に申出てください。</p> <p>(2) ~ (6) (省略)</p> <p>10. (入金のない口座の解約) ~ 12. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (省略)</p> <p>13. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 2021年6月1日以降に開設した普通預金口座(無利息型を含みます)ならびに貯蓄預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、決算利息以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。ただし、2021年6月1日以降に開設した普通預金口座ならびに貯蓄預金のうち次の各号に掲げるものは未利用口座とならないものとします。</p> <p>① ~ ③ (省略)</p> <p>(2) ~ (6) (省略)</p> <p>14. (規定の変更) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2021年6月1日)</p>	<p>なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p><u>(2) この預金の規定に基づき届出の印章を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類について偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>4. (盗難通帳による払戻し等) ~ 8. (利用停止等) (省略)</p> <p>9. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、<u>当金庫</u>に申出てください。</p> <p>(2) ~ (6) (省略)</p> <p>10. (入金のない口座の解約) ~ 12. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (省略)</p> <p>13. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 2021年6月1日以降に開設した普通預金口座(無利息型を含みます)ならびに貯蓄預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、決算利息以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。ただし、2021年6月1日以降に開設した普通預金口座ならびに貯蓄預金<u>口座</u>のうち次の各号に掲げるものは未利用口座とならないものとします。</p> <p>① ~ ③ (省略)</p> <p>(2) ~ (6) (省略)</p> <p>14. (規定の変更) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2023年10月16日)</p>

(2) 普通預金(無利息型を含む)規定

改定前	改定後
<p>1. (預金契約の成立) ~ 5. (受入証券類の決済、不渡り) (省略)</p> <p>6. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2)~(6) (省略)</p> <p>7. (利息) (省略)</p> <p>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) ~ 21. (規定の変更) (削除)</p> <p><u>22.</u> (規定の範囲)</p> <p>この規定に定めのない事項については、別紙共通規定により取扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2021年6月1日)</p>	<p>1. (預金契約の成立) ~ 5. (受入証券類の決済、不渡り) (省略)</p> <p>6. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印、または当金庫所定の電子装置により届出の印章(または暗証入力)を通帳とともに提出してください。</p> <p>(2)~(6) (省略)</p> <p>7. (利息) (省略)</p> <p><u>8.</u> (規定の範囲)</p> <p>この規定に定めのない事項については、別紙共通規定により取扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2023年10月16日)</p>

(3) 貯蓄預金規定

改定前	改定後
<p>1. (預金契約の成立) ~ 5. (受入証券類の決済、不渡り) (省略)</p> <p>6. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2)~(4) (省略)</p> <p>7. (自動支払い等) ~ 8. (利息) (省略)</p>	<p>1. (預金契約の成立) ~ 5. (受入証券類の決済、不渡り) (省略)</p> <p>6. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印、または当金庫所定の電子装置により届出の印章(または暗証入力)を通帳とともに提出してください。</p> <p>(2)~(4) (省略)</p> <p>7. (自動支払い等) ~ 8. (利息) (省略)</p>

改定前	改定後
<p>9. (届出事項の変更、通帳の再発行等) ~</p> <p>22. (規定の変更) (削除)</p> <p><u>23.</u> (規定の範囲)</p> <p>この規定に定めのない事項については、別紙共通規定により取扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2021年6月1日)</p>	<p><u>9.</u> (規定の範囲)</p> <p>この規定に定めのない事項については、別紙共通規定により取扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2023年10月16日)</p>

(4) 総合口座取引規定

改定前	改定後
<p>1. (総合口座取引に係る契約の成立) ~ 4. (定期預金の自動継続) (省略)</p> <p>5. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。</p> <p>(2)~(5) (省略)</p> <p>6. (預金利息の支払い) ~ 11. (差引計算等) (省略)</p> <p>12. (届出事項の変更、通帳の再発行等) ~ 25. (規定の変更) (削除)</p> <p><u>26.</u> (規定の範囲)</p> <p>この規定に定めのない事項については、別紙共通規定により取扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2021年6月1日)</p>	<p>1. (総合口座取引に係る契約の成立) ~ 4. (定期預金の自動継続) (省略)</p> <p>5. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) <u>普通預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印、または当金庫所定の電子装置により届出の印章(または暗証入力)を通帳とともに提出してください。</u></p> <p><u>定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。</u></p> <p>(2)~(5) (省略)</p> <p>6. (預金利息の支払い) ~ 11. (差引計算等) (省略)</p> <p><u>12.</u> (規定の範囲)</p> <p>この規定に定めのない事項については、別紙共通規定により取扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2023年10月16日)</p>

以上